平成２７年（フ）第４６０号
岡山市中区湊659番地６、旧住所岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地934
破産者　源内　六男
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７６４号
東京都世田谷区船橋５丁目17－２－901
破産者　三輪　一喜
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５１１号
東京都足立区青井５丁目13番７号
破産者　日本ユニツク株式会社
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２５３８号
東京都足立区栗原４丁目18－23－814、開始決定時の住所東京都足立区青井５丁目13－７
破産者　三浦久留美
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３１号
静岡県島田市御仮屋町8765番地の１
破産者　大重商建株式会社
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６１号
静岡県浜松市北区三方原町692番地の４
破産者　株式会社丸正伊藤建設
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
横浜市青葉区新石川４丁目３番地47
破産者　矢澤工業株式会社
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４５２号
横浜市南区睦町１丁目20番４号
破産者　有限会社小杉製靴
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１号
相模原市中央区上溝396－１　グランドール208、商業登記簿上の本店所在地相模原市緑区東橋本２丁目６番17号
破産者　有限会社菊池商会
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４９６号
静岡県浜松市西区馬郡町3762番地の61
破産者　株式会社浜名食品
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
静岡県浜松市浜北区小松4806番地
破産者　有限会社竹内板金加工所
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
三重県松阪市下村町1057番地18、前住所三重県松阪市下村町601番地９
破産者　伊藤　直明
１　決定年月日　平成28年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５７２号
静岡市清水区矢倉町５番８号
破産者　石川　　功
１　決定年月日　平成28年12月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６０号
埼玉県川越市連雀町10番地１
破産者　出村　芳子
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５０号
長野県南佐久郡佐久穂町大字畑1162番地39、開始決定時の住所長野県南佐久郡小海町大字小海3527番地２
破産者　小池　　迪
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第９２６号
名古屋市東区徳川２丁目16番５号　ナビシティ徳川Ⅱ　1101号
破産者　鈴木　正敏
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１５号
愛知県春日井市朝宮町３丁目４－４　スカイル朝宮103、住民票上の住所愛知県春日井市角崎町42番地２　シャトー角崎401号
破産者　生駒　良雄
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８６４号
愛知県春日井市柏井町３丁目111番地
破産者　堀部　志信
１　決定年月日　平成28年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部